

市長記者会見記録

日時：2015年6月16日（火）午後2時～午後2時48分

場所：本庁舎2階 講堂

議題： 中学生死亡事件に係る中間とりまとめについて（市民・こども局）

<内容>

（中学生死亡事件に係る中間とりまとめについて）

司会： ただいまより、定例の市長記者会見を始めさせていただきます。本日の議題は、中学生死亡事件に係る中間取りまとめについてとなっております。

それでは、市長から発表いたします。市長、よろしくお祈りします。

市長： こんにちは。それでは、中学生死亡事件に係る庁内対策会議の中間取りまとめにつきましてご説明を申し上げます。

A4版、1枚ものの「中間取りまとめにあたって」をご覧いただきたいと思います。

本年2月に発生いたしました多摩川河川敷における大変痛ましい事件につきまして、被害者のみならず加害者も本市在住の少年たちであり、社会に大きな衝撃を与えました。

この事件を受けまして、本市においては、教育委員会による検証委員会と全庁的な庁内対策会議を設置し、外部有識者のご意見も伺いながら、再発防止に向けた総合的な対策に向けて、市を挙げて取り組んでいるところでございます。

本市では、全国に先駆けて、子どもの権利に関する条例を制定し、川崎の子どもたちが、自分らしく、生き生きと心豊かに暮らせるように様々な取組を行ってまいりました。

しかしながら、昨今、子どもたちの抱える課題が多様化・複雑化する中で、次代を担う子どもたちの安全・安心を守るためには、様々な生きづらさを抱える子どもたちの声なき声に耳を傾け、これまでよりそれぞれが一步でも踏み込んだ支援を行い、子どもにやさしいまちづくりの推進に向けて取り組んでいくことが必要であります。

そのために、まずは行政に携わる職員一人一人が意識を高め、地域の皆様や関係機関等のご協力をいただきながら連携を図っていくことが急務であると考えております。

このたび、再発防止に向けた一定の検討結果をまとめましたが、今後ともご参画いただいております外部有識者の皆様をはじめ、幅広いご意見をいただきながら、より実効性のある取組となるよう引き続き検討を進めてまいります。

それでは、中間取りまとめの主な内容につきまして、概要版でお示ししておりますので、そちらをご覧いただきたいと思っております。

なお、検証委員会の報告書と同様「Ⅰ 事実関係の把握」と「Ⅱ 検証と考察」については個人に関する情報に関わる内容のため、非公開または一部抜粋、要約した内容となっております。

初めに「Ⅰ 事実関係の把握」ですが、構成等は変更しておりますけれども、検証委員会の報告書をもとにした内容となっております。

次に「Ⅱ 検証と考察」ですが、子どもの安全・安心に関わる様々な事業や取組等について、何ができたのか、また何を強化すべきかという観点から、それぞれ検証と考察を行っています。

個別の説明は割愛いたしますが、2ページ目の一番下の囲みの部分の「総括」で記述しておりますとおり、子どもの安全・安心に関わる施策・事業や分野は多岐にわたっており、所管部署も異なっていますが、課題を抱える子ども自身が声を上げることが容易でないため、職員一人一人が意識を高め、行動や様子の変化等からSOSを受信する感度を高め、情報を重ね合わせるなど、連携をより一層強化していくことが必要です。

今回の事案では、被害者が危機的な状況に陥っていく過程で、関係部署が一步ずつでも踏み込んで支援するなど、相互に連携した十分な対応が図られなかったことは真摯に反省すべき点であると考えています。

また、未然防止の観点から、子どもにやさしいまちづくりを、地域とともに推進していくことが何よりも重要でありますので、全市で効果的な施策・事業を展開していくためには、今後は、部局横断的な取組を推進していかなければならないと考えております。

次に、3ページにまいりまして「Ⅲ 再発防止に関して」でありますけれども、その中の「2 今後、取組の強化を進めるもの」について主なものを申し上げます。

教育委員会関係の取組の説明は割愛して、「(3) 保健・福祉領域の取組」といしましては、こども支援室の学校・地域連携担当や児童相談所など、保健・福祉と各機関の連携強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協の仕組みを活用して、その役割・機能の充実・強化を図ってまいります。

「(4) 児童相談所の取組」といたしましては、専門的な支援の充実を図るために、見相が的確に情報を得る方策として、先般作成いたしました「児童虐待対応ハンドブック」を活用し、各関係機関に対し、虐待のみならず子どもたちのSOSへの気づき

についてのノウハウの習得や通告の仕方などについて啓発し、連携のあり方を共有していきます。また、法改正により可能となりました少年鑑別所の地域援助機能を活用した支援策の強化について検討を進めていきます。

「(5) 青少年健全育成事業における取組」といたしましては、「(仮称)川崎市子ども・若者プラン」を今年度中に策定する中で、総合的な子ども・若者施策を推進してまいります。

「(6) 子どもの相談機関における取組」といたしましては、国や民間を含めると20を超える相談機関があるものの、十分に活用されていない実態があることなどから、機能強化や連携のあり方の検討を行います。

「(7) 地域の安全・安心まちづくり」としましては、地域における各種団体等との連携強化を図り、情報共有の仕組みを検討するとともに、ハード面の対策も推進してまいります。

「(8) 子どもの居場所のあり方の検討」といたしましては、単に空間的な場所だけではなく、大人が子どもと正面から向き合って話を聞くというソフト面での充実も含めて、そのあり方を検討していきます。

「(9) 警察との連携の推進」としましては、教育委員会が県警との相互連携に係る協定の締結に向けて手続きを進めているところですが、今後は取組が一定程度進んでいる児童相談所についても、警察との連携を強化していきます。

最後に、「(10) 子どもの安全・安心に関わる部局横断的な連絡調整機能の設置」につきましましては、これまでも述べてきたようなそれぞれの分野で専門的な取組や個別の連携を推進しつつ、部局横断的に一元的な連携を図るための連絡調整機能を設置して、事業の進捗管理や連携を図るための研修の企画調整を行うなど、着実な取組を推進します。

今後につきましては、外部有識者の皆様をはじめ、幅広いご意見をいただきながら、夏ごろをめどとして最終報告にまとめるよう引き続き検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

司会： ありがとうございます。それでは、質疑応答に入ります。

なお、会見後、担当課による事後レクを予定しておりますので、よろしくお願いたします。進行は、幹事社さん、よろしくお願いします。

幹事社： よろしくお願いたします。

市長： お願いします。

幹事社： 細かいことは後で事務方に伺いますが、まず市長の思いを伺いたいと思

ます。ああいう全国社会に影響を与えた悲劇を受けて、市長はこれまで再発防止含めて、川崎がある意味、モデルを示さなきゃいけないんだと、全国に先駆けて、二度と悲劇が起こらないようなものにしたいというふうにおっしゃっていました。今回の、まだ中間ではありますけれども、全体を通して、そういうモデルとなる方向性が示せたかどうか。私も今、概要だけ拝見しましたが、あまり、正直、真新しいところがない、部局横断とか、当たり前のことが書いてあるので、市長としてどこに力を、例えばこの項目で、これだけは優先させてやりたいとか、考えがありましたら教えてください。

市長： 少し繰り返しになるかもしれませんが、やはりそれぞれの機関というところで、今回の検証でも明らかになったところというのは、それぞれの機関が被害者のお子さんについて、それぞれの情報は持っていたと。しかし、その情報を重ね合わせるができなかったということに大きな問題があるというふうに思っています。ですから、そういった意味では、今ある機関というものがどれだけ有機的につながっていくか、情報を共有できるかというところに課題があると思いますし、そこを徹底しないと同じことが起きてしまうというふうに思っていますので、そこに対する危機感と、そして対応を再発防止のためにやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

幹事社： 各社、お願いします。

記者： 事実関係の把握についてなんですけど、市長は公表できるところは公表する意向をたしか以前示されていたと思うんですが、今回、ほとんど教育委員会の検証委員会のときと変わっていないんですが、それはなぜでしょうか。

市長： 前回の6月11日に行われました外部有識者会議でも、そのことについても、有識者の皆様にもご相談しました。私どもとしては、出せる状況というふうなものについては出していきたいという思いはあります。しかし、繰り返しになりますが、個人にかかる情報の部分については配慮しなければならないという点がありますので、そのところについてもご相談した上で、なかなか難しいんじゃないかというのは外部有識者の皆さんからもいただいています。ただ、そこをどういうふうにしり合わせていくかというのは、最終報告に向けてということになりますけれども、ただ、事実、教育委員会の検証委員会の部分についても、40ページ実際あるところが2ページぐらいいままでになってしまうというのは、かなりの部分が個人にかかる情報が含まれているというところで、実際問題、どこまで出せるかというのは非常に難しい、悩ましいところでもあります。

記者： 被害者の子どもがどういうところで危険にさらされたというところであれば、それは出してもいい、生命にかかわることなので、こういうケースがあった場合は、こういう対応をするべきなんだよと具体的に示したほうがいいんじゃないですか。

市長： できる限り抽象度を高めながらということであれば、出せるものは出していきたいという気持ちはあります。ですから、それが本当にどこまで個人情報保護の条例の話を含めて適切なのかということについても、外部有識者の皆さんともしっかりとご意見を伺いながらやっていきたいというふうに思っています。

記者： わかりました。

あともう1点、今回、学校の対応がかなり万全だったみたいにとまとめられている印象を受けたんですけど、7ページの本事案におけるAさんの保護者との連携についてだったんですが、「学校は保護者と連携を図りながら対応していた。この経過については校内で連絡・情報共有が適宜行われ、学年職員の間でも共有されていた」というふうになっているんですが、実際、そのとおりだったかどうかということについて、外部有識者の方からは今の時点でどのような意見とか出ていらっしゃるでしょうか。

市長： ここについてということではないと思いますが、先ほど来申し上げているように、例えばそれぞれの学校だとか、あるいはほかの機関というところは、断片的にはつながっていた部分というのはあると思います。それが持っていた情報と意識的な、危機に対する意識ですね、そことかなりずれがあるんだというふうに、やはり私どもの検証の中で感じております。そこのところについては、外部有識者の皆さんからもそのようなご指摘はいただきました。

記者： わかりました。

記者： 今のことに関連なんですけど、今回、総括のところでは反省すべきであるという具合にはっきりおっしゃっていて、つまり市としては対応がもうちょっととれたはずではなかったのか、対応が十分じゃなかったのかということについて反省しているという言葉によってあらわしていると思うんですが、市は、事件を検証する主体でもあると同時に、市の対応がどうであったかということを検証される主体でもあると思うんですね。そのためには、事実になにかあったのかということは、なるべくつまびらかにしないと、学校も万全でした、市教委もよくやっていたという話だとすると、どこに落ち度があったのか全くわからない。それは、検証される側の態度としては全く不適切だと思いますし、市民に説明をしていないことになるわけです。個人のプライバシーに配慮するのは当然ですけれども、できる範囲のところでもっとオープンにしていけないと、果たして市全体としての対応が適切であったのかということが、市民にも、

市議会にも、誰にもわからない。それは何の意味もないと思います。

市長： 今、おっしゃっていただいたように、まず個人の情報に対する配慮というのは、これは当然守られなくちゃいけない部分があると思います。その守られているというふうな配慮の中でどこまで出せるかというのをしっかりと、私どもの考え方だけでなく、先ほども申し上げたとおり、外部有識者の皆さんに諮っていくということが現状です。ですから、私どもが出したくないとかという話では全くありませんということ、ぜひご理解いただきたいと思います。冒頭おっしゃったように、個人の情報は守られなくちゃいけないという配慮の中でやっているということです。

記者： そうすると、これが最終報告に至る段階で、先ほど市長おっしゃられたように、これは重要なことなので重ねてお伺いしますが、もうちょっと事件の経緯、個人のプライバシーにももちろん配慮した上でですけども、つまびらかにしていくという考えはあるんですか。

市長： 最初からの話でありますけども、できるだけ情報は出したほうが良いと私は思っていますし、私たち、庁内対策会議のメンバーはそう思っています。一方で、守らなければならないものがあるという、限定されているものがありますので、そこでのバランスの問題だということです。繰り返しになりますけれども、私どもが出したくないということでは全くありません。

記者： 市長はそうなのかもしれないんですけども、ただ、そうした場合に、この検証が適切である、要するに市長はそういうことをしているとは思わないですけども、学校とか教育委員会とか、しかるべくポジションのところに瑕疵があった場合に、その瑕疵が覆い隠されているんじゃないのかということ、我々市民がどういう具合にそれを検証すればいいのでしょうか。

市長： 1つ、そのためにも外部有識者会議というものがあって、そこで全ての情報が、個人情報も含まれている中で情報がつまびらかにされています。そのところで今ご審議いただいているということでもあります。

記者： ただ、それは我々にとっても、市民にとっても、市議会にとっても、非公開のもので、例えば限定的に、例えば一定期間過ぎた場合には個人情報に配慮した上で議事録を全て公開するだとか、何らかの形で検証が客観的であるのかということ、それを担保する仕組みをとらないと、市長がそんなことをやっているとは思いませんが、市とか市教委がしかるべくことを隠していたんじゃないのかという疑念を市民はぬぐえないと思います。

市長： 繰り返しになりますが、身内ではなくて外部有識者の皆さんをそれぞれ入れ

ている意味というのは、まさに身内だけの話にしないということです。その中で全ての情報を、個人情報を含めて全部つまびらかにしている。その中で検証していただいて、本当に教育委員会の対応がよかったのか、検証のこのことは正しいのかということも含めて検証していただいております。そこの前提となる情報というのを全部出せということは、報道機関ならおわかりいただいていると思いますが、個人情報というところで保護されなければならないという部分というのは当然あると。その最大限のところをどうにかできないかというところは、私どもの姿勢としてはあります。

記者： 今後探っていかれるということですか。

市長： 今もずっと探ってきております。

記者： わかりました。

それからもう一つ、先ほど市長、冒頭おっしゃられたように、それぞれの機関が情報をキャッチしていたけれども、重ね合わせることができなかった、ここが問題なんだという話でした。これは今回の簡易宿所の火災に関しても、それぞれの機関がちょっとずつ情報を感じていたのに重ね合わせることができずに、結果として、恐らく重大な瑕疵を見過ごしてしまったということで、これは市役所の体質的な問題なんじゃないかと思うんですけども、今後、火災のほうは連絡協議会みたいなものをつくるという話をしていますけれども、今回の子どもの安全というほうについては、具体的にどういう具合に取り組んでいかれようと思われているのでしょうか。

市長： それも中間取りまとめの最後のほうの再発防止のところの（10）の一番最後のところに連絡調整という形で、そういった体制をこれから構築するというということで、まさに総括のところでは反省するところが出てきているわけで、それを補うための連絡機能というものをちゃんと図っていかなくちゃいけないというふうに思っています。

記者： 市長、お伺いしたいのは、火災の件でも関係部局間の連携が不十分だったことが明らかになっています。これは市長自身がおっしゃられています。今回も関係部局間の調整が不十分であったことが、やっぱり市長自身もお認めになられています。こういうのというのは、なぜ川崎市役所に起きてしまうのでしょうか。

市長： 川崎市役所の体質というふうに言われるのは、確かに残念ながら、こういった事件が続いているということは間違いありません。ゆえに、しっかりと対策をとっていくということであるというふうに思っています。

記者： わかりました。

記者： すいません。

夏をめどにということ、最初におっしゃっていましたが、ちょっとずつずれてきているような気がするんですが、現時点では、もう少し細かく、いつぐらいまでにというのを明らかにしていただけますか。

市長： 実は有識者会議の皆さん、6月11日、5日前に第3回をやりました。その終わりのあたりでも、雰囲気的には、まだ1回では決して終わらないだろうなという感覚を、私は思っております。ですから、この有識者会議は、最初、何回で終わりますかとか、あるいは時期はいつまでですかということをお聞きしたけれども、スピード感を持ってやるけれども、しかし、お尻を切ったようなやり方ではやりませんというふうに言ったと思うんですが、まさに今、なるべくであれば夏前までにということところが、少しずれざるを得なくなっているというのが現状です。ですから、もう少し回数を重ねなければならぬというふうには思っています。

記者： 何月めどとか、そういう言い方ではまだできないですか。

市長： まだちょっと見えない部分もございます。

記者： すいません。

最終報告に向けて、どのあたりを肉づけしたいのか、こういう意識で取り込もうという、そういうのは今回もかなり盛り込んでいると思うんですけど、もうちょっと具体的にどうしていくのかというものも最終報告には盛り込むのか、そこら辺はどうされていくんですか。

市長： 検証の部分というのは、ある程度できているというふうに思うんですが、まさに最後の章の再発防止のところ、さらにいろんなご意見もいただきたいというふうに思っていますし、盛り込むものも出てくるだろうというふうに考えています。

記者： すいません、あともう1点、実際これを検討されてきて、なかなか難しいなというところもお感じになったかと思うんですけども、市としてやれることというのは。そこら辺の難しさみたいなもの、率直にどのようにお感じになりましたか。

市長： 一連の今までの庁内対策会議、あるいは外部有識者会議を通じて私なりに感じておりますのは、子どもがSOSを出すということは限らないと、むしろそうではないケースのほうが多いと。ですから、子どもの本当に少しの変化というものに、学校もそうでありましてけれども、受け身の体制じゃなくて、むしろいろんな機関が積極的に、敏感に感じなければならないというふうなことだというふうに思っています。いろんな機関がいろんな情報を持っているわけですから、感じたことをしっかりとつないでいく、情報を共有していく、具体のアクションに移すというところまで持っていくこと、これが大切なことだというふうに私は思っています。

記者： 教育委員会のほうと違って全庁対策会議のほうでは加害者側のことにもかなり踏み込んだ議論がされているのかなというふうに考えていたんですけども、加害者を生まない体制をつくるというふうに市長はかねてからおっしゃっていたと思うんですが、その内容に関しては、再発防止の2の（3）、（4）のあたりが、そのあたりの記述なのかなと思うんですが、今ぱっと拝見したところだと、従来の制度をならっているというようなイメージがありまして、もう少し踏み込んで加害者を生まない体制というような議論ができていないのかどうかということをお伺いしたいんですが。

市長： そのあたりも、まさに今、中間取りまとめという形で今回発表しましたけども、最終報告に向けてさらに肉づけがされてくるところだというふうに私は思っています。

記者： 今、有識者も含めて、そのあたりを特に議論しているところですか。

市長： そうですね。

記者： この報告書の再発防止策を見ていると、いろんなことの見直しだとか連携強化、充実強化とか、非常に抽象的なことで、中身をこちらのほうで拝見しましても、具体的なことも書いてあるんですけども、例えば何とかの強化というのは、イメージとして、先生を含めた職員の皆さんがより踏み込んでやらなきゃいけないんじゃないか、そういうようなイメージなんですけども、例えば児童支援コーディネーターであるとか、スクールソーシャルワーカーとか、そういったものを増やす、要するにお金をかけるということです。そういったことというのは、何か書いてありますかというか、何かお考えなんでしょうか。

市長： 今後そういう議論に当然なってくるとは思いますが、これは今回の事案に限定しないで申し上げますが、例えば要対協の話、1人の子どもの情報を共有していくという意味では非常に有効な組織であるというふうには思っています。しかし、要対協というものがどう認識されているのかというのは、現時点では必ずしも十分だとは思っておりません。そういった意味で、連携強化あるいは取組を強化するというのは、そういうことから始めていかなくちゃいけない。その部分というのはかなり大きいと私は思っております。これは繰り返しになりますが、今回の事案ということではなく一般論として申し上げておきたいと思えます。

記者： 例えば先ほど申し上げた児童支援コーディネーターとか、そういったものというのは、1つの学校に1人ほしいとか、現場を回っていると色々な声を聞くんですけども、いろんな予算の関係があって今年度予算でもそう多くはつけられなかったというようなことがあったかと思うんですが。

市長： 児童支援コーディネーターについては、今回希望した学校には今年度の予算で全て配置をいたしました。ですから、適切にそれはできているというふうに思いますが、この児童支援コーディネーターについては、非常に効果が上がっています。今後も増やしていきたいというふうな思いはあります。ただ、1つをやれば何かが全て解決するというふうな性質の問題ではないと思いますので、まさにいろんなメニューがあって、むしろ総花的だというふうに言われるかもしれませんが、このようなことを本当にそれぞれがしっかりとやると、それを一歩ずつ重ね合わせる作業が今回の肝なんではないかというふうに私は思っています。

記者： ありがとうございます。

記者： 今回の報告書の31ページに、民生委員児童委員・主任児童委員に関する記述があります。先ほどの市長のお話ですと、今回の中間取りまとめの段階で検証は一通り済ませたという趣旨のご発言がありましたけれども、31ページの記述を見ますと、民生委員児童委員・主任児童委員が今回の事案にどう関わっていたかということは、どうも見えてこないように思われます。この民生委員児童委員・主任児童委員が今回の事案にどう関わったかにつきまして、もっと検証する必要があるというお考えはありますか。

市長： すいません、これはあくまで中間取りまとめでありますので、全てが終わったというふうには思っていないです。これから議会のご意見もいただくということになりますし、こういう形で公表になりますので、最終報告に向けていろんなご指摘、今いただいたご指摘も含めてあるというふうに思っています。

記者： ありがとうございます。

記者： たびたびすみません。情報モラル教育でちょっとお伺いしたいんですけど、今後ますますソーシャルメディアとかで進化していくわけですが、埼玉のほうとかで、スマートフォンの夜間禁止とかありましたけど、そういうお考えは、市長は今のところありますか。

市長： 私は何か技術を規制しろというよりも、例えばSNSみたいなものを規制するといったって、もうこの時代、なかなか難しいと思います。それよりも何が危険性をはらんでいるのかという、まさに情報モラル教育ですね。こういったところにしっかりと力を入れていくということが重要だというふうに思っていますので、そこに力を入れていかなくちゃいけないなと思います。

記者： そういうことをすれば、今回、LINEがきっかけだというふうにされていますが、そういうことも防げるという。

市長： そういう教育をやっていかなくちゃいけないなというふうに思っています。

記者： わかりました。

記者： 市長、すいません。大事なことなのでもう1回重ねてお伺いしますが、まだざっとしか読んでいないんですけども、少なくとも中間報告、教育委員会の最終報告を読んだところだと、こういう事件があろうとなかろうとやらなければならないことが列記されていて、それは全然いいんですけども、そうすると、しかも、先ほど強化するというのが抽象的じゃないのかという意見もあったんですが、確かに抽象的な感じも受けるんですが、既に組織はあって、市長がおっしゃるように、それぞれがちゃんとやって情報を重ねなかったのが問題だということだと思うんですけども、そうすると、これは組織のあり方ということよりか、職員一人一人の意識というか、モチベーションというか、危機感というか、そういうことの問題になってくると思うんですが、先ほどの話を蒸し返すのも嫌ですけど、火災といい、今回のことといい、当然そういう事件がなくてもやらなければならない、やってしかるべきことができていなかった、ここに重大な問題があると思うんですけども、これは市長、何が原因だと思えますか。

市長： 今回のいろんな議論を、私も毎回、全ての会議には出席しておりますけども、仕組みはあった、しかし、例えば一般論で申し上げますと、非行という問題についてはどこが取り扱うのかという話というのは、実は穴があるということもあるわけです。こう検証してみて、実はここには穴があるんじゃないかなろうか、あったのではなからうかということも出てきているということもありますので、あるものをさらに強く、そして連携を深めていかなければならないというふうに思いますし、穴のあるところについてはしっかりと受けとめるところをしっかりとつけていかなくちゃいけないというふうには思っています。

記者： もしかしたら失礼な言い方かもしれないんですけども、こういうことに絡んでいる職員の方々の感度が鈍っているんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

市長： そういうご指摘もあると思います。ただ、昔のように非常にわかりやすく子どもたちが発信しているという状況、時代ではもうなくなっているというふうに思っています。ですから、先ほど申し上げたように、当然、職員の、町のというか、相談窓口がありますとかというふうな話ではなくて、アンテナを高く立てていくということと、それから踏み込んでいくということも必要でしょうし、そういう意味では、職員の質、レベル感も高めていかなくちゃいけないだろうし、先ほど申し上げたような、

穴があるところには穴をふさぐ、そして連携を強めていくところは強めていくということはある意味、全部やらなくちゃいけないということだと思います。繰り返しますが、何かをやれば防げるということではないので、やれることは全部やるということなんだと思います。ですから、例えば、先ほどご指摘いただいたような児童支援コーディネーターは非常に重要な役割であると思いますが、児童支援コーディネーターを配置すれば全てが解決するという問題ではなくて、それもそれ、これもやるべきだ、あれもやらなくちゃいけないというふうな、まさに総合的にやっていかなくちゃいけないということだと思っています。その再発防止策というのを最終報告に向けて、さらに肉づけをしていきたいというふうに思っています。

記者： もう1点、すいません。確認したいことがあって。今回の事件自体を庁内対策会議として、いじめの結果として捉えたのか、それとも仲間内のトラブルとしてこういうことが起こってしまったのかということを確認したかったんですけど、それを聞くのは教育委員会で、いじめについてどう思いますかというアンケートがあって、それがちょっとわかりにくくなっているんですけど、あくまでも今回の事件は、仲間内のトラブルでそういうことがあったということによろしいんですか。

市長： これはすごくいろんな見方があると思います。一概に、一言でイエスカノーかというのは答えづらい部分があります。

記者： 最終報告に向けて、どういうものとして今回、広くテーマとしてどういうテーマだというふうに、今の段階でそういう議論というのはされていますか。

市長： これを非常に多面的に見ていかなくちゃいけないというふうに思うんです。これはなかなかオープンにできないところもある中ですけれども、いろんな要素が複雑に絡み合っていると見なくてはいけなくて、ですから、単純に例えばこれがいじめ問題だというふうに捉えたら、多分、全体像は全く見れないだろうと思いますし、あらゆる側面から見ていかなくちゃいけないという結果が、ある意味、今回の中間取りまとめのところに出ているということだと思います。

記者： わかりました。

司会： 質疑はよろしいでしょうか。

本件につきましては、以上をもって終了させていただきます。

《市政一般》

（特別秘書の設置条例について）

司会： 続きまして、市政一般となります。

進行は幹事社さん、よろしく申し上げます。

幹事社： 市政一般について、改めて申し上げます。議会も始まっていますけれども、昨日開会しましたけれども、特別秘書について、改めて議会の理解が得られるかどうか、市長から改めて申し上げます。

市長： 昨日、提案説明させていただきましたので、今後、議会でのご質問をいただいでいくこととなりますので、その中でしっかりとご質問について真摯にお答していこうと思っておりますので、そこからではないかなというふうには思っております。

幹事社： わかりました。各社、申し上げます。

(川崎区日進町の簡易宿泊所火災について)

記者： すいません。明日で、17日ということで、簡易宿泊所の火災から1カ月たつんですが、市長の1カ月たった今のご心情を。

市長： 死者10名を出して、これだけ大きな火災、被害者を出したのは、川崎にとっても20年来なかったような話でありますから、大変重く受けとめております。この問題も単なる火災ということではなく、いろんな課題を含んでいるところにも起因する部分もございますので、そのことを1つ1つ解決していかなくちゃいけないなどいうことを改めて思っています。

記者： ありがとうございます。

記者： すいません、それに関連してなんですけど、今現在、建築基準法違反の疑いの部分で調査している段階だと思うんですけど、今後、特に日進町地区の密集しているエリア、あそこのあり方について、市長、現段階でどんな町にしていくべきかというお考えはありますでしょうか。

市長： それは地区のあり方ですか。

記者： 簡宿街と言われるところですね、危険性については今緊急的に対処していると思うんですけど、今後に向けてということ。

市長： 特に地区についてはまだ考えておりません。それよりも、まず、これは以前も申し上げたけども、とにかく安全を確保するというのを今一番最初にやっておりますので、まずそこからということです。だから、緊急的な措置と中長期でやらなければならない課題をしっかりと分けてやっているというところなんです。

記者： 今のこの関連で、市長がおっしゃる緊急的なことというのは、まず危険の度合いが高い3層部分から出ていってもらおうということだと思ってしまうんですけども、ただ一方で、少なくともお願いしてから1週間ぐらいの段階では22人の方しか移動してい

なくて、簡宿自体が老朽化していて、古くて、火事になったら危ないという話もあります。私どもの取材などだと、なぜ行かないかという、なかなか民間のアパートに移りづらい、それは市長がご指示なさったように、金銭的とか支援ができるような制度があるとは思いますが、一方で、住みなれたところで人間関係とかができていて移っていきづらいなということもあると思います。緊急的に3階部分から退去をお願いするというのは、当然やらなきゃならないことなんですけども、高齢化の人たちがたくさんいるので、次の住家が終のすみかになるかもしれないと、そこら辺は中長期的な部分とリンクしてやっていかないと駄目なんじゃないかと思うんです。これは前の会見でも質問させていただきましたが、単身の高齢者、かつ貧しい方々に対する住宅政策ということが大きなテーマになってくると思うんですけども、緊急的と中長期的の間にあるような、こういう人たちの行き場所をどうやってつくっていくかということについて、市長は今のところどういうふうにお考えになられているでしょうか。

市長： まず、それこそ緊急的にやらずにやらないということは、とにかくやらなくちゃいけないので、ただ、これもやらなくちゃいけないといっても、完全に法令違反ということがない中での、今の段階では、まさにお願ベースの話なんです。ですから、強制力がない中での対策ということにならざるを得ない難しさというものがございまして。その中で、なるべく早く簡易的な宿所から一般的なアパート、そういったところにしっかりと移っていただけるような、そういった支援策を早く取り組んでいかなくちゃいけないと思っています。ですから、ものすごく中長期の話とは思っておりません。なるべく早くそれやっていかなくちゃいけないというふうに思っています。

（障害者支援施設おかし工房しいの実の手作りお菓子販売について）

記者： ちょっと話題が変わるんですけども、障害者支援の中原区のしいの実という社会福祉法人のお菓子BOXをお伺いしたいんですけども、市長もお菓子を召し上がったかのように聞いているんですけども、あの取組にどのような感想をお持ちか、一言聞かせていただけますか。

市長： 僕は市長になる前から、あそこのお菓子というのは食べていまして、非常にいい取組だなと。これがまた相まってパッケージ化されてというか、ああいうスキームでできているというのは、今後の障害者雇用の1つの形態として非常にいいというふうに思っていますので、ああいうのを広く宣伝していきたいと思っておりますし、皆さん

にも知ってもらいたいなと思っています。

記者： 障害者雇用の実態として、なかなか法律で定められた障害者雇用率に届いていないという現状もあると思うんですけども、それと関連してどのような印象をお持ちですか。

市長： まさにこのことを私個人的にも大変重要な課題だというふうに思っていて、先日の九都県市首脳会議の中で、この川崎の取組を紹介して、これは首都圏全体でこういうのを取り組んでいきましょうよと。全国の障害者雇用の法定雇用からかなり下回っているというのが首都圏の現状でありますから、川崎市だけということではなくて、首都圏全体でこういうのをやりましょうと。川崎のステップ1、ステップ2、ステップ3というふうな様々な段階で障害者雇用を生み出す仕組みとこのを紹介して、皆さんから非常に賛同を得たところですので、川崎としても先頭に立って走っていきたいと思いますし、こういういい事例をさらに首都圏全体に広げていきなと思っています。

記者： ありがとうございます。

(安全保障関連法案について)

記者： 今、国のほうで安保関連法案の審議が進んでいますけれども、非常に国民的な関心も高いと思うんですが、市長は、法案についてどのような所感を持っていらっしゃいますか。

市長： 安保法制の話もそうですし、以前は憲法の話なんていうのもありましたけども、これは国家の最大の重要な課題であると思いますし、国民的議論がされなければならないと思っていますので、しっかりとこの議論が国民にしっかりと見えるような議論をしていただきたいなというふうには思っています。

記者： 色々な学者だとかが憲法違反ではないかというような意見が結構出ている中で、市長は、その法案について違憲の疑いがあるだとか、そういったことはどのような感触というか、そういう認識を持っていらっしゃいますか。

市長： この法案が違憲かどうかというのは、学者さんのほうにそれはお任せしたいと、私は憲法学者ではないので。ただ、私には憲法遵守の義務が当然ありますので、何ていうんでしょう、私がコメントする立場にないと言ったらあれですけど、それは国会での議論をよくやっていただかないというふうに思っています。

(特別秘書の設置条例について)

記者： あと、最初に出た特別秘書なんですけども、市長は、議会での現状、雰囲気というか、どのように感じていらっしゃいますか。非常に反対が強いというような感触を自分でも持っていらっしゃるのか、それとも、そういう雰囲気ではないんじゃないかなという。

市長： いや、全然わかりません、正直。どうなのでしょうという……、議論してみないとわからない部分もあるでしょうし、ちょっと私も雰囲気は全くわかっておりません。

記者： すいません。それについて、非常に失礼な言い方ですけど、今回は取り下げるということはないということですか。

市長： ないですね。

(川崎区日進町の簡易宿泊所火災について)

記者： もう一度、火事の話に戻させてください。簡宿街というのは川崎だけではなくていろんなところにあると思うんですが、中でも、とりわけ日進町の簡宿街は古い建物が非常に多いと。安全性に問題がある木造の2階、3階建てというのが多いと。どうして川崎だけこういうものがたくさん残っているのか。横浜の寿町なんかと比べても、危険な建物が数多く残っているのが非常に目立つと。どうして川崎の場合はこういう状況になってしまったと思われませんか。

市長： ちょっと私も、どうしてそうなったのかということについては、いろんな歴史的な経緯があるんだと思いますけども、今お答するほどのものは、私、持ち合わせておりません。

司会： よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、市長会見を終了させていただきます。ありがとうございました。

市長： ありがとうございます。

(以上)

この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務局秘書部報道担当

電話番号：044(200)2355